

第5章

法面保護計画

第5章 法面保護計画

1 法面保護計画の立案にあたって

宅地造成に関する工事により生じた法面については、風化及び雨水その他の浸食に対する保護を行うこと。

2 法面保護工の選定

法面保護の工法は、土質、勾配、切盛、向き、施工時期、維持管理等を総合的に検討し、表5-1及び表5-2を参考にして選定すること。

表5-1 土質に応じた法面保護工の種類

土質	適用工法
粘性土（関東ローム等）	植生工（張芝工、筋芝工（盛土法面のみ）、種子吹付工、種肥付むしろ張工、植生マット工等）
特に盛土、軟質土	法枠（鋼製・プラスチック製）工+植生工、編柵工+植生工
砂、砂質土	法枠（コンクリートブロック製・鋼製等）工+植生工、編柵工+植生工
特に盛土、軟質土	法枠（コンクリートブロック製・鋼製等）工+種肥付土のう工、編柵工+種肥土のう工
軟岩（土丹等）	植生穴工+種肥付むしろ張工、ラス張モルタル吹付工、

表5-2 施工箇所に応じた法面保護工の種類

施工箇所	適用工法
湧水箇所	栗石詰め現場打ちコンクリート枠工、法面蛇籠工
れき混じり	客土+植生ネット張工
北向き法面	日陰に強い品種による植生工
雨水流入箇所	上記諸工法+法肩排水工

3 グラウンドアンカー工

グラウンドアンカー工については、現場打ちコンクリート枠工、吹付枠工、コンクリート張工等他の工法と組み合わせて使用すること。法面にグラウンドアンカー工を用いる場合は、現地の土質について試験を行って求められた土質定数を用い、斜面の安定計算を行ったうえで、必要なアンカーライブを求ること。

4 切土法面の植栽

切土法面には、原則として木本類は植栽しないこと。^{もくほん}

5 小段の植栽

法面の小段には、高木、中木等、法面の維持管理に支障となるものは植栽しないこと。

〈メモ欄〉